十　ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。）	Dwが一万七千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1180.319\times(17000)^{-0.498}$以下であること。
	Dwが二千トン以上一万七千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1180.319Dw^{-0.489}$以下であること。
	Dwが一千トン以上二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1686.17Dw^{-0.489}\left(1-\frac{0.3}{1000}(Dw-1000)\right)$以下であること。
	（略）	（略）
十一　自動車運搬船（DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$546.252Dw^{-0.471}\left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$以下であること。
	（略）	（略）
十二　自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1268.841Dw^{-0.471}$以下であること。
	（略）	（略）
十三・十四　（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

十　ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。）	Dwが一万七千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1348.936\times(17000)^{-0.498}$以下であること。
	Dwが二千トン以上一万七千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1348.936Dw^{-0.489}$以下であること。
	Dwが一千トン以上二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1686.17Dw^{-0.489}\left(1-\frac{0.2}{1000}(Dw-1000)\right)$以下であること。
	（略）	（略）
十一　自動車運搬船（DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$663.306Dw^{-0.471}\left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$以下であること。
	（略）	（略）
十二　自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1540.7355Dw^{-0.471}$以下であること。
	（略）	（略）
十三・十四　（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和七年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、令和十年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。